

日電協 2023 技基第 163 号  
2023 年 7 月 18 日

原子力規格委員会  
委 員 各 位

一般社団法人 日本電気協会  
原子力規格委員会  
委員長 阿部 弘亨

「JEAC4111-2021 への原子力規制庁からの指摘（2022 年 6 月 8 日）に対する  
品質保証分科会の考え方」に関する書面審議の結果について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2023 年 6 月 28 日付、日電協 2023 技基第 131 号にてご依頼致しました、「JEAC4111-2021 への原子力規制庁からの指摘（2022 年 6 月 8 日）に対する品質保証分科会の考え方」に関する書面審議の結果、下記のとおり 2023 年 7 月 18 日付で可決となりましたことをお知らせ致します。

敬 具

#### 記

1. 投票番号：原子力規格委員会 No. 86-審 1
2. 投票議案名：第 86 回原子力規格委員会審議案件  
JEAC4111-2021 への原子力規制庁からの指摘（2022 年 6 月 8 日）に対する  
品質保証分科会の考え方
3. 投票期間：2023 年 6 月 28 日～2023 年 7 月 18 日 [17 時]
4. 委員総数： 26 名
5. 投票総数： 24 票
6. 投票率： 92%（投票成立条件である、3 分の 2 以上の投票を満足）
7. 投票結果：賛成 22 票  
反対 1 票  
保留 1 票  
無効票 0 票  
（可決条件である、投票数の 5 分の 4 以上の賛成を満足）

添付資料：「JEAC4111-2021 への原子力規制庁からの指摘（2022 年 6 月 8 日）に対する品質保証分科会の考え方」に関する書面審議における委員全員の意見（「反対」、「保留」、「その他」）を含む投票内容

以 上

事務局：一般社団法人 日本電気協会 技術部 中山  
〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1  
有楽町電気ビル 北館 4 階  
TEL：03-3216-0558 FAX：03-3216-3997  
E-mail：s-nakayama@denki.or.jp

「JEAC4111-2021 への原子力規制庁からの指摘（2022年6月8日）に対する品質保証分科会の考え方」に関する書面審議における  
委員全員の意見（「反対」、「保留」、「その他」）を含む投票内容

(名簿順)

No.	項目	意見内容
1	反対の理由 (反対票)	<p>原子力規制庁と分科会の現状の主張の差異が簡潔かつ分かりやすく説明されており、その差異を埋めて行こうとする分科会の努力の方向性が具体的に説明されている必要があると思いますが、以下の点で懸念があります。</p> <p>資料 86-3-1 は、原子力規格委員会向け説明用資料なのか、公表資料に含まれるのか、分かりません。資料中に「3点公表を提案します。」とあるので一般公表用でない并取得えず理解します。一般公表用資料に含めるなら再度ご連絡下さい。再度内容を確認します。</p> <p>資料 86-3-2 と資料 86-3-3 は、重複なく両者を併せて資料 86-3-4 の要旨をまとめるのではないのでしょうか。</p> <p>資料 86-3-2 の 2 ページで「以下の様な誤解のされやすい点を～」とあり、それがリスク情報に関わるように読めてしまいますが、そうすると資料 86-3-3、86-3-4 と整合がとれません。86-3-3 や 86-3-4 では、実効性と有効性の様な用語の差異が誤解を招いていると読めてしまいます。</p> <p>資料 86-3-3 の 2 の 5 行目以下の【品質保証分科会の考え方】から 2 ページの四角囲いの前迄は原子力規制庁の主張に応えた回答になっていないと思います。回答は、「要求事項」の差異の明確化とその差異の分科会なりの影響評価と具体的措置だと思えます。また、「～遺憾とするところ～」も不要と思えます。</p> <p>2 ページ目の 1 つ目の課題に対する回答で「～パフォーマンス重視を求める内容となっていると判断します。」とありますが、「～保安活動の結果安全性が向上した結果を求めるようになっていない。～監視測定及び評価においては、成果（結果）に～」に対する回答になっているように読めません。関連する規格の主な内容を見てそう判断しろとの趣旨なのかもしれませんが、規格改定の具体的方向性を示すべきではないのでしょうか。</p> <p>4 ページの 2 つ目の課題に対する回答も指摘に応えた内容ではないと思います。合わせる努力をしても例外はあるのだと思いますが、合わせられない理由とその際の影響を最小化する努力を具体的に書くのではないのでしょうか？</p> <p>4 ページ目の 3 つ目の課題への回答ですが、用語が実効性と有効性と違うだけで原子力規制庁、分科会とも求めるものは、一致しており、この部分の用語は、違ったままでも分科会が規格改定の際に書き込めれば誤解は避けられるとの趣旨でしょうか。確認願います。</p> <p>6 ページ目の 4 つ目の課題は、具体性の程度に原子力規制庁との間で認識の差異があるのでしょうか？ 差異について記載がなく、回答案も抽象的記載で、現状では、回答案の妥当性は、判断できません。</p> <p>資料 86-3-4 の添付資料②は、分科会主張のエヴィデンスなので全面比較表の添付が著作権等の配慮で難しくても少なくともエッセンスがないと論拠に欠けます。</p>

No.	項目	意見内容
		<p>資料 86-3-4 の 1. の「～遺憾とするところであり～」は、不要と思います。理解、論拠の差異と解決の方向性を示すのが趣旨であるべきと思います。</p> <p>同 3 ページの (3) の「～誤解が散見されました～」は、不要と思います。委員会は、基本的には、規格策定団体であり、事業者の行為のオブザベーションに基づきコメントすることに慎重であるべきと思います。添付資料⑧も削除すべきと思います。</p>
2	保留の理由 (保留票)	<p>本文書については公開資料として JEAC4111 の利用者の参考となるべきであり、また JEAC4111 の利用者である規制庁との意見の相違について明確化し、他の利用者が JEAC4111 を活用するうえでこの相違点を正確に認識することを趣旨とした文書として完成すべきと考えます。より良い文書とするために、以下の理由から本ご提案については保留（かなり反対に近い保留）とさせていただきます。ただし素人意見になることは避けられません。適宜取捨選択いただき今後の改善のためにご検討頂けると幸いです。</p> <p>(1) 規制庁指摘事項 1 では「継続的な改善に重点が置かれており、保安活動の結果安全性が向上した結果を求めるようになっていない」とされています。前半については回答の中でも十分に示されています。一方で後者「結果を求める」ということに対する回答としては回答が不十分ではないでしょうか。JEAC4111 からの抜粋として列記されている事項については Plan に該当するものが殆どで、一部に Check に該当するものが含まれているように見えます。しかし「改善された結果を求める」に該当するものは無いと思います。</p> <p>しかし、この「結果を求める」という表現が何を指しているのかも曖昧に感じます。この意味については規制庁に確認を取っているのでしょうか。もし取っていれば、その内容をきちんと本文書に書き込んで、JEAC4111 としての意見を述べるべきと思います。もしこの表記が、Action の結果をレビューし Plan の改善に橋渡しすることに該当するものなのであれば、該当する記述を見出すことはできそうです。もし、トップマネジメントによる確認及び要請として「求める」のであれば、該当する記述を見出すことはできるのでしょうか。</p> <p>(2) 規制庁指摘事項 2 については、規制庁の用語の定義と JEAC4111 の用語の定義を並べ、何が違うのかを分析した結果を具体的に示してほしいと思います。これまででもご説明はいただいておりますが、具体的な対応表などをお示しいただいたことはないと思います。下記 (4) に追記。</p>

No.	項目	意見内容
		<p>(3) 規制庁指摘事項3に対する回答として、一段落目は良いです。しかし、二段落目以降で講習会に話を持っていくのはいかがなものでしょうか。指摘に対し正面から回答することから逃げているように見えます。上記(2)に関連する意見になりますが、規制庁の言う「実効性」とJEAC4111でいう「有効性」が、何が同じで何が違うのかをきちんと示していただけませんか？(下記(4)に追記。)これがあつたうえで初めて我々には何ができるのかの議論が始まると思います。次回改定で考えます、では弱いし気長すぎです。例えば、この二つの用語がカギなのであれば、補足説明資料に該当するものを現在の版に追加する(実際にはWebで公開する)ということをするのが良いと思います。</p> <p>また、規制庁指摘事項3には「成果を得る」とありますが、これは何の「成果」ですか？指摘事項1の「結果を求める」と同義なのでしょう。「結果を求める」と同義とみなして意見します。1ポツと2ポツは、マネジメントシステムの改善の話なので、「安全性向上の結果を求める」ではありません。3ポツは安全性向上の結果を確認し、必要に応じて是正措置をとる話ですので良いと思います。4ポツは間接的には「安全性向上の結果を求める」に関連していますが目標設定に重点が置かれすぎています。5ポツですが、(4)に別記します。</p> <p>(4) JEAC4111の表1(p120-121)の実効性と有効性の説明は良く分かりません。結局は同じであるとの説明ですが、この二つの用語に含まれる様々な行為を整理して星取表を作ると実効性には含まれるが有効性には含まれていないこと、あるいはその逆、のような項目が抽出されるのではありませんか？そういう目線で見ると他の用語も良く分からないものが散見されます。</p> <p>保安活動＝マネジメントシステムとするのは素人目には違和感があります。</p> <p>運用状況をパフォーマンスに含める(イコールではありません)のは良いとして、実施状況はパフォーマンスに該当しますか？</p> <p>弱点のある分野及び強化すべき分野＝劣化兆候とするのは強い違和感があります</p> <p>レビューという語は、審査及び評価よりも幅広い定義の語のように思います</p> <p>情報収集＝コミュニケーションとするのも違和感があります。コミュニケーションの中から情報収集するのではないのでしょうか？</p>

No.	項目	意見内容
3	その他意見 (賛成票)	「取り組みを、事業者をはじめ広く関心のある方々にご理解頂くためのもの」との公表目的に照らして、より分かりやすく、納得感のある内容にさせていただけるよう要望します。納得感に関しては、どこに問題点があるのかをより明らかにするため、資料 No. 86-3-4 の添付資料⑧「JEAC4111-2021 の活用に関する実態調査結果」が(略)とのみ示されていますが、運用面の問題、更にそれがどのような原因に基づく結果として生じたのかを具体的に示すことを提案します。分かりやすさに関しては、資料 No. 86-3-3 の概要版で工夫できればと思います。課題1に対する【品質保証分科会の考え方】で「JEAC 4111-2021 は、従来にも増してパフォーマンス重視を求める内容となっていると判断します」として【関連する規格の主な内容】を列挙していますが、列挙されている内容全体の意味合いを読んだだけで充分理解することは困難と思われるため、【品質保証分科会の考え方】に直截に考え方の根拠を記すことを提案します。
4	その他意見 (賛成票)	資料 No. 86-3-2 4. 今後の取り組み (3) 報告書「原子力規制庁から示された課題(2022年6月8日)に対する考え方」の中の品管規則と JEAC 4111 の比較表等を規約に基づく正式の技術資料の扱いとし、それをベースに講習会等で <u>しっかり指導していく。</u> につきます、 この文書は、ユーザーの皆様に向けてご説明する意図だと思いますので、「指導していく」と言うより「説明していく」という表現の方がユーザー向けには適切と思います。 資料 No. 86-3-3 資料 No. 86-3-4 にも同じ表現がありますので、合わせてご検討いただければありがたいです。
5	その他意見 (賛成票)	資料については、詳細に確認させていただきました。このような形で、規制と民間規格策定の関係者が意見交換し、どこに考え方の違いがあるのかを整理することは、良い機会になったと考えます。先日の原子力規格委員会において、補足説明を頂いたことで、この違いについてよく理解できました。

賛成票(意見なし)投票数：19票

無効票投票者：なし

以上